

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

天理市長 並 河 健

## 天理市規則第9号

### 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第2号中「交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員等にあつては、1箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第9条の2中「平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、「とし、同号の市長が規則で定める割合は、100分の50」を削り、同条に次の1項を加える。

2 条例第11条第2項第2号の市長が規則で定める割合は、100分の50とする。

第13条の次に次の見出し及び6条を加える。

（在宅勤務等手当の支給）

第13条の2 条例第11条の2第1項の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は2親等内の親族の住居
- (2) 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの

第13条の3 条例第11条の2第1項の規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 勤務時間等条例第8条の2に規定する時間外勤務代休時間又は条例第12条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

(2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

第13条の4 条例第11条の2第1項の規則で定める期間は、3箇月とする。

第13条の5 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第11条の2第1項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の規定による確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

第13条の6 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日にその職員が所属する給料の支給義務者において支給する。

第13条の7 職員が新たに条例第11条の2第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合は、同項に規定する規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

第32条第1項第1号中「100分の124」を「100分の119」に改め、同項第2号中「100分の107以上100分の124未満」を「100分の104以上100分の119未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の105」を「100分の102.5」に改める。

第32条の2第1項第1号中「100分の51.5」を「100分の50」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附則第6項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

別表第1市長の事務部局の項中

「  
環境クリーンセンター所長

「  
環境クリーンセンター所長

公室次長  
部次長

を

公室次長  
部次長  
会計管理者

に、

課長  
文化センター所長  
市民会館長  
人権センター所長  
コミュニティセンター所長  
保育所長  
こども園長  
幼稚園長  
環境クリーンセンター所長  
(再任用の職員に限る。)  
会計管理者  
会計室長  
参事

を

課長  
文化センター所長  
市民会館長  
人権センター所長  
コミュニティセンター所長  
保育所長  
こども園長  
幼稚園長  
環境クリーンセンター所長  
(再任用の職員に限る。)  
会計室長  
参事

に、

室長  
課長補佐  
人権センター所長補佐  
コミュニティセンター所長  
(再任用の職員に限る。)  
コミュニティセンター所長  
補佐  
文化センター所長 (再任用

を

室長  
課長補佐  
人権センター所長補佐  
コミュニティセンター所長  
補佐  
文化センター所長 (再任用  
の職員に限る。)  
保育所副所長

に

の職員に限る。)  
保育所副所長  
こども園副園長  
幼稚園副園長  
指導主事  
会計室長補佐

こども園副園長  
幼稚園副園長  
指導主事  
会計室長補佐

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。